

教育委員会からのお知らせ

陸別町立小・中学校の敷地内禁煙について

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し2020年4月1日より全面施行されることとなりますが、これに伴い陸別町立小・中学校においては、下記のとおり敷地内禁煙を実施することとしましたのでお知らせいたします。

法律改正の基本的な考え方

1 「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において「望まない受動喫煙」をなくす。

2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

2019年		2020年		
	7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24	一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
7/1	一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙			
			4/1	全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙

敷地内禁煙の実施内容

対象場所：陸別小学校及び陸別中学校

平成31年4月1日から敷地内禁煙

駐車場・グラウンドを含む敷地内でも禁煙となりますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

～陸別町教育委員会～